

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在の会社B（以下「会社」という。）に雇用され、トラック運転手として就労していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、トラックの荷台に乗り、シート掛け作業を手伝っていた際、誤って地面に転落し頭部などを負傷し（以下「本件災害」という。）、直ちに、C病院に受診したところ、「脳室内出血」と診断され、さらに、同年〇月〇日、D整形外科に受診し、「右第8肋骨骨折、右肩鎖関節捻挫、頸椎捻挫」と診断された。監督署長は、本件災害を業務災害と認め、同年〇月〇日の治癒（症状固定）までの療養補償給付等を支給した。

また、請求人は、平成〇年〇月下旬頃から頸部に痛みが出現したとして、同年〇月〇日、Eクリニックに受診し、「外傷性頭頸部症候群、頸椎椎間板ヘルニア」と診断された。請求人は、当該傷病も本件災害が原因であるとして休業補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分をしたため、審査請求を経て再審査請求を行ったが、当審査会は、平成〇年〇月〇日付けで同再審査請求を棄却している（平成26年労第45号事件）。

- 3 本件は、請求人が、治癒後障害が残存するとして障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第9級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付の額を支給する旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことにつき、本件処分の障害等級を不服として同処分

の取消しを求める事案である。

- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人

（略）

- 2 原処分庁

（略）

### 第4 争 点

請求人に残存する障害が、障害等級第9級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか。

### 第5 審査資料

（略）

### 第6 理 由

- 1 当審査会の事実認定

（略）

- 2 当審査会の判断

請求人に残存する障害として検討すべきものは、請求人の自訴及び医学的見解等からみて、①高次脳機能障害、②身体性機能障害（運動障害、感覚障害及び自律神経系障害）であるので、以下検討する。

#### （1）高次脳機能障害について

F医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、外傷性脳損傷と診断し、高次脳機能障害を認めるとして、意思疎通能力は相当程度喪失、問題解決能力は相当程度喪失、持続力・持久力は半分程度喪失及び社会行動能力は相当程度喪失であると述べている。

一方、G医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「心理検査の結果では、IQは平均の下レベルであり、記銘力は低く、抑うつと混乱が正常値の範囲を超えて高くなっている。今回の頭部MRI検査上では、外傷性変化を疑う異常は指摘できない。総合的に勘案すると、障害の程度は第9級の7の2に相当する。」と述べている。

当審査会としては、G医師の意見は客観的な所見であり、その評価もMRI検査結果等を総合的に勘案した妥当なものとする。

## (2) 身体性機能障害について

F医師は、平成〇年〇月〇日付け診断書で、要旨、「脳神経麻痺として嗅覚低下と味覚低下、全身知覚鈍麻及び神経因性膀胱がある。」と述べている。

一方、G医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「平成〇年〇月〇日のCTでは、脳室内に少量の出血を認め、同年〇月〇日の頭部MRIでは、脳梁部に小さな脳挫傷が確認できる。これは外傷性と考えられ、これに伴う記憶力障害や高次脳機能障害は矛盾しない後遺症である。一方、同日及び平成〇年〇月〇日の頭部MRIで、上述した脳梁部の所見以外には、外傷に由来する異常所見は認められない。以上から、四肢麻痺、神経因性膀胱、頭痛、背中痛み、耳鳴り、味覚障害、嗅覚障害が平成〇年〇月〇日の負傷によるものであるという根拠はない。」と述べている。

また、H医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「C病院及びD整形外科のカルテには、四肢の症状及び膀胱の症状の記載なく、Eクリニック受診後から上記症状の記載が出現していることより、上記症状は脳に由来するものではなく、その後発症した頸椎椎間板ヘルニアの症状によるものと考えられる。」と述べている。

当審査会としては、診療記録や画像検査等を踏まえたG医師及びH医師の意見は妥当なものであり、身体性機能障害については、本件災害による傷病によるものとは認めることができないと判断する。

(3) 当審査会としては、上記のことから、請求人には高次脳機能障害による障害が残存し、その神経障害の程度は「神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの」（障害等級第9級の7の2）に該当するものであると判断する。

## 3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。